

予算特別委員会記録

○開催日 令和5年9月15日 午前9時30分～午後2時19分

○場所 議場

○出席委員

12番 吉 嶺 周 作 委員長	2番 下 竹 芳 郎 副委員長
3番 辻 本 貴 志 委員	4番 上 迫 正 幸 委員
6番 立 石 幸 徳 委員	7番 豊 留 榮 子 委員
8番 眞 茅 弘 美 委員	9番 禰 占 通 男 委員
10番 平 田 る り 子 委員	11番 橋 口 洋 一 委員

議長 永野慶一郎

○欠席委員

5番 水 野 正 子 委員

【議 題】

議案第53号 令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）

議案第54号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第53号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第54号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第55号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第56号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第57号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に吉嶺周作委員、副委員長に下竹芳郎委員を選出]

△議案第53号 令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）

○委員長（吉嶺周作） 本委員会に付託された案件は、補正予算5件であります。

まず、議案第53号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（籠原正二） 議案第53号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億3,250万円を追加し、予算総額を165億9,890万円にしようとするもので、当初予算額より5.4%の伸びとなります。

地方債の補正は、補助災害復旧事業の追加及び過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯支援給付金給付事業など4事業、令和4年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積立て、ふるさと納税返礼事業、ふるさと応援基金積立金、生活保護費など令和4年度の事業費確定に伴う国県支出金等精算返納金、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助などをお願いしております。

なお、今回の補正財源につきましては、繰越金5億1,706万5,000円、県支出金3,484万4,000円、繰入金807万6,000円、国庫支出金529万8,000円、財産収入120万円、地方特例交付金56万7,000円の増と、市債3,455万円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、補正予算に係る部分について簡潔な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○8番（眞茅弘美） 説明資料の4ふるさと納税返礼事業の説明をお願いします。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回の補正につきましては、ふるさと納税返礼事業の中間管理業務について、10月1日より提供される大手ポータルサイトの運営会社が提供します、おまとめらしくサービス新プランに契約プランを変更することによる補正となっております。

また、具体的に申しますと、中間管理業務につきましては、6月1日以降の委託料10か月分を減額するとともに、10月以降の中間管理業務について、無料プランの対象とならないポータルサイト運用に係る委託料を計上しておりまして、補正後の額が857万6,507円で、当初予算に対しまして5,962万3,493円の減額となっているところでございます。

ワンストップ特例申請につきましては、6月1日以降の委託料10か月分、447万1,500円を減額し、オンラインワンストップ特例申請に係る管理システムの委託料440万2,200円を計上しております。

中間管理事業者の変更に伴いまして、報償費の組替えと、会計年度任用職員の経費等の追加に伴う補正となっているところでございます。

○8番（眞茅弘美） 今年の10月から返礼品の還元率が下がる、一部変更があると聞いておりますが、今臨時職員2名ですかね、その分の補正も組まれているということですが、このような変更があることによって、ふるさと納税が9月末に殺到するのではないかとと思われるん

ですが、この臨時職員2人で賄っていけるのか、その辺はどのように思っていられるでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、令和5年度の9月12日現在までの入金ベースで申しますと、寄附件数1万2,097件、寄附額2億9,524万4,500円で、特に9月につきましては、8番委員から言われましたように12日間で2,328件、6,518万3,500円の寄附額となっております。

令和4年度と比較しまして、全体件数で60%、寄附金額で64%と寄附額についても上昇してきているところであります。

10月から新たな総務省基準の範囲で運用できるよう寄附額を設定していくこととなりますので、9月は駆け込み的に寄附額が伸びると考えますが、10月に入りますと、寄附の動きというのは落ちついてくるのではないかと考えております。

今回、補正をお願いしてあります会計年度任用職員の経費につきましては、寄附金受領証明書の発行、オンラインワンストップに係る処理を市で業務を行うとした関係で会計年度任用職員の予算をお願いしているところでございます。

対応等についても、オンラインワンストップ等に係る経費の対応ということで十分対応、処理していけるのではないかと考えて今回の予算をお願いしているところでございます。

○8番（眞茅弘美） 経費が寄附額の50%以下になるということで、その寄附額が10月から例えば今まで1万円だったものが1万2,000円、1万3,000円になるのではと予想されますが、そうなりますと、1万円で寄附できる9月に殺到すると思うんですね。その9月末に関して十分対応できるのか、そこら辺は大丈夫でしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今8番委員が言われますように、9月には寄附が殺到するような形になるかと思えます。そのあたりの対応については、市で十分対応できると考えているところでございます。

○8番（眞茅弘美） 重ねまして、私一般質問でもお願いしておりましたバナー広告とかいろいろインターネットを活用しました取組ですとか、そちらも急いで取組をよろしくお願ひします。

○6番（立石幸徳） 今ふるさと納税が出ていますのでね、これ資料要求をさせていただきましたので幾つかお尋ねしたいことあるんですが。

先ほどから出ていることを整理したいのですが、2枚目の資料のさとふるの削減新プラン、この資料の下から3行目に、他社ふるさと納税サイトからの寄附受付後の業務を含め、ふるさと納税に係る各業務をまとめて一括代行、この新プランでは、いわゆるワンストップの業務は対応はできないんですか、どうなんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） オンラインワンストップ特例申請に関わる業務については、今、おまとめらしくサービス新プランの中には含まれておりません。オンラインワンストップ特例申請に係る部分については、また別途手数料がかかる契約となっているところで。

○6番（立石幸徳） はい、分かりました。

それで、これ一般質問でも若干あったと思うんですが、いわゆるさとふるの新プランで他の楽天、あるいはふるさとチョイス、ふるなび、こういったサイトの分もまとめて対応するっていうことになっていくと思うんですが、この資料の1枚目に今度のこの予算の積算資料が出ていますが、回りくどい表現があるんですね。

これ資料1枚目の7行目ですか、10月以降の契約において、ポータルサイトの運営会社が提供する無料プランの対象とならないポータルサイトの運用に係る委託料。非常に回りくどい表現なんですが、結局これは無料プランの対象とならないポータルサイト運用、この委託料はつまりさとふるの分の委託料と理解すればいいんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回、中間管理業務をお願いする大手ポータルサイトが提供するプランであります、これは自社のポータルサイトを含む7つのポータルサイトの運営ができる

ような形になっております。そのうち主要ポータルサイトである4つのポータルサイトについては、無料プランの範囲で業務を行うことになっております。そのほか3つのポータルサイトにつきましては、寄附額の4%で業務を行う形になっております。

○6番（立石幸徳） これまでの本市のサイトごとの実態を以前教えていただいて、私もメモをしているんですが、さとふるが43.3%と圧倒的に多いわけですね、これは過年度の実績ですよ。その次が楽天27.6%、ふるさとチョイス15.7%、ふるなび7.9%。そうすると、これで4つのサイトになるんですか、残り3つのサイトの分といったらどの程度になってくるんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 残り3つのポータルサイト分については、本市寄附額の5%程度になると見込んでおります。

○6番（立石幸徳） 5%は分かりますけれども、結局、実態として、今この4つだけでもう九十四、五%あるわけですね。残り5%をその7つのうち4つ引いて残り3つのサイトの分が、これまでの実績でいくとなると。金額としてはどの程度を想定しているかということですよ。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回補正にお願いしてある金額としましては、440万円を計上してございます。

○6番（立石幸徳） 資料では今、課長が説明したのは、オンラインワンストップの関係の予算ですか。ここに出ている440万2,200円。それを今説明されたんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回、中間管理事業経費としまして、補正後の額857万6,507円を計上してございます。このうち440万円につきまして、無料対象プランとされない部分の業務委託経費となっております。

そのほかのその他417万6,507円につきましては、4月、5月の中間管理業務の実績値となっているところです。

○6番（立石幸徳） 分かりました。

それで、私資料要求でこの2枚に限らずもう一点、10月から、もう10月といってもあと2週間ぐらいしかないわけですけどね、10月からのさとふる新プランでの本市との契約の契約書という正式の書面でなくても、案でも結構だったんですが、その契約書案の資料が出されていないんですよ。それで、当然もう出されていないっちゃうことであれば、お尋ねする以外にはないのですけれども、まずこの今度の10月からの契約の期間はいつまでになっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 契約につきましては10月1日以降ということで、契約期間につきましては令和6年3月31日までの契約となります。

○6番（立石幸徳） そうすると、当然、令和6年度については再度また契約を取り交わすと。

大体、内容的には同様の内容による可能性になるとしても、6年度からもう一回契約を取り直す理解すればいいんですかね。

○企画調整課長（日渡輝明） 令和6年度の契約につきましては、10月1日以降のまた契約内容等の状況も考慮した上で、事業者を選定していく形になろうかと思えます。

○6番（立石幸徳） これ事業者というより、大体、今度新しく新プランになるさとふるとの契約が契約更新であっても、一応は継続される見込みであると捉えとっていいんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 令和6年度以降の契約につきましては、事業者の履行状況を判断しながら、また方針を決定していくことになろうかと考えております。

○6番（立石幸徳） 当然、課長が言われた部分もあるんでしょうけど、あまり委託をする事業者がな、また長期的なものもよろしくないかと思うけど、頻々と変わるっていうのも私は好ましくないと思うので、その辺は検討してください。

最後に、この経費の関係、これがかなり一番、今現在10月から総務省の改正によって、変わってくるんですね。現在、担当のほうで考えている本市の経費率、これは今の形でいくとどれぐらいになると試算しているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 10月1日以降の、まず寄附額の設定につきまして、3万円未満のものにつきましては、一律寄附額を3,000円上乗せした形の設定を行っていくこととしております。そのほか定期便に係る返送回数、これまで例えば5万円の寄附額に対して5回配送していたものを3回に見直しを行いまして、送料に係る経費率を抑えていく、そういった格好で10月1日以降は切替えをしていくこととしております。

また、経費率につきましては、今回の総務省基準告示の改正によりまして、経費の10%程度を削減しなければ、50%以内に基準を満たすことができない形になろうかと試算をしたところでございます。

○6番（立石幸徳） 最後の経費の10%をカットせんと総務省基準をクリアできないっていうんですけど、その対応は考えているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、その10%部分を削減するために、今回寄附額を3万円未満のものについて一律3,000円ずつ上乗せをした。これによりまして、これまで返礼品にかかる率を3割と設定しておりましたが、この部分を23%から27%程度の範囲で抑えていくということとしております。

それと、送料にかかる経費の部分が大きな割合を占めておりましたので、送料にかかる経費を抑えるために、定期便の送付回数を減数して、基準を達成するように計画をしているところです。

○6番（立石幸徳） この経費率の報告っていうのは、時期的には、いつ、どういう形で整理して総務省には報告するんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 総務省への報告は、おおむね6月から7月で報告を行うような形になります。

○6番（立石幸徳） 経費率はかなり基準が厳しくといいましょうか、いろんな形でうるさくなってきているみたいですので、その報告書を出す時点で、また再度この点は確認をさせていただきたいと思います。取りあえず私はこれで終わります。

○2番（下竹芳郎） 説明資料の12枕崎小学校創立150周年記念事業なんですけど、この大時計っていうのは、どういう時計をつくって、どういう事業なんですかね。

○教育総務課長（高山京彦） 大時計につきましては、体育館の北側にある校舎と校庭との間に動いていない大時計がありますので、その時計を取り替えるということになります。

○2番（下竹芳郎） その時計はもうずっと動いてないの。昔からありましたよね。動いていなかったんですか。

○教育総務課長（高山京彦） これまでも動いてなかったの、今回、創立150周年を迎えることで取替えたいという要望がありました。

○2番（下竹芳郎） それは同じ場所にですね。それは15万円のできるものなんですか。

○教育総務課長（高山京彦） その大時計設置の事業費としては、約34万円程度となります。

市からの補助ということで半額程度の15万円ということで要望が来ております。

○2番（下竹芳郎） 大時計をつくるということで、200周年に向けてまた時を刻んでもらいたいと思います。

その下の13小学校施設整備費は、大規模改造バリアフリー化施設整備事業ってなっているんですけど、これはどういう事業なんですかね。

○教育総務課長（高山京彦） これにつきましては、1つの市内小学校の肢体不自由学級において車椅子を利用する児童がおります。

子供の病気のことなので、詳細な答弁は差し控えさせていただきたいのですが、当該児童のトイレの使用につきましては、現在既存トイレの中の多目的トイレを使用しております。

しかし、症状面から多目的トイレの使用が困難という状況になっておりますので、今回、肢体不自由学級の教室の中にトイレとシャワーの整備、また災害時に車椅子のままで外へスムーズに

避難できるようにということで、肢体不自由学級のところにスロープを取り付ける工事になります。

○2番（下竹芳郎） バリアフリー化はとてもいいことなので、またよろしく願いいたします。

○4番（上迫正幸） 説明資料の10園芸産地再生支援事業補助についての説明をお願いします。

○農政課長（沖園信也） 立石委員からの資料要求にもありますので、そちらの事業概要で説明をしたいと思います。

令和5年、今年の1月24日からの強い冬型の気圧配置に伴い、県内各地で積雪等を観測するなど厳しい冷え込み等があり、県内でも零下を記録するなど市内でも豆類にかなりの被害を生じたところであります。

被害等に伴いまして、県がこの園芸産地再生支援事業を支援事業として出してきたところであります。

今回の事業につきまして、枕崎市としましては、南さつま農業協同組合の枕崎豆生産部会が事業主体となりまして、事業内容としましては、次期作の生産に必要な土壌改良資材や種子、種苗、肥料、農薬等の購入費用、その他必要な経費を事業対象としまして、支援としましては2分の1以内、事業費として341万6,000円の補正をお願いしているところでございます。

○4番（上迫正幸） 説明資料に農業者に対するとあるんですが、専業農家はもちろん対象になると思うんですが、経営体が小さな農業の人も対象になるんでしょうか。

○農政課長（沖園信也） 経営面積にかかわらず、その被害の出た方、販売農家の方、そういった方が対象となります。

○4番（上迫正幸） 本市園芸産地とありますが、枕崎市全体、産地がありますよね、別府地区とか、豆としたら。それじゃなくて、枕崎市全体が対象になるんでしょうか。

○農政課長（沖園信也） ただいま説明しましたように、事業主体が南さつま農業協同組合の枕崎豆生産部会になりますので、こちらの部会に所属されている方々が対象という形になります。

○4番（上迫正幸） 事業主体が枕崎豆生産部会となって、ソラマメ、実エンドウ、スナップエンドウ及びブロッコリーとなっているんですが、この4品目以外での作物では考えられなかったんですか。

○農政課長（沖園信也） こちらで把握している部分、この事業に該当する部分としてはこの作物ということで事業申請をするところです。

○4番（上迫正幸） 最後に負担割合が2分の1以内となっていますが、上限はないんですか。

○農政課長（沖園信也） この事業をするに当たりまして、被害は1月だったわけなのですが、実際、次期作ということで、夏作を植えられる方々は早めに購入がある程度確定をしていたところです。

冬作を作られる方々は、苗の注文そういったもの等が夏場6月から8月の頃になっておりまして、その数量が確定した段階での今回補正ということになっております。ですので、そこを購入された分の2分の1ということで特に上限等ないところであります。

○9番（禰占通男） 先ほどありましたふるさと納税についてです。

今、委託業者がポータルサイト経営者になるということで、この委託料ですよ。貰った資料の最後を見ると、50%以下にするということで、手数料、配送料、返礼品もろもろですよ、今までの委託業者に委託していた場合と、今回またポータルサイト運営会社に委託した場合ですよ、委託経費というのは差があるんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、中間管理事業者への委託料としまして、令和5年度当初予算寄附額20億円に対しまして、6,820万円を計上しております。

今回、補正でお願いしている部分につきましては、無料プランの対象とならないポータルサイト運用に係る委託料として440万円を計上してございます。

当初予算6,820万円と委託料440万円、この部分の差額の経費が不要となる形になってまいります。

○9番（禰占通男） 総務省のふるさと納税の趣旨っていうのが地域活性化ですよ。そしたら、地域活性化というのは行き着くところはもう雇用ですよ。人口が減っていく中で、多分、メディアなんかもそこはついてないけど、結局今もう日本全国、都市部を除いて全部人口減少になっているわけでしょう。そして、都市部の儲かったお金を地方に回すというのが趣旨であって、最終的に私はそこだと思っんですよ。

今回は6,820万円と440万円の差額が浮くんだっただけですよ、まだよりよい何か方法もあるかもしれませんよね。

今回はこれで先ほども出たように、来年3月31日以降はどうするのかということも出ましたけど、今までの分より安くなって、本市に残る部分が多くなったわけでしょう。違うの。

今、課長の言った6,800万円かかった分が安くなるわけでしょう。そしたらですよ、一般質問からでも言っていますけど、やはり協力事業者とかいろいろ経費の中でしないといけない部分もありますし、今言っていますように、よりよい協力事業者を育てていくとか、そういうのに浮いた分を回すとか、回すんじゃなくて何かいろいろ方法があると思っんですよ。そういうことについては、まだ決まってないんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、今回中間管理業務を大手ポータルサイトの運営会社をお願いすることになったわけでありまして、6月27日に総務省告示の基準の改正が行われたということで、これまで募集に要する経費に含まれていなかったワンストップ特例申請関係に係る経費等も含めて、5割以内にしなければならないと改正をされたところでございます。

先ほど6番委員の質問にもお答えをしたところですが、10%程度の経費を削減しなければ基準を満たすことができないということもありまして、今回、中間管理事業者の変更、寄附額に係る部分の上乗せということを決めまして、新たに10月1日からの部分につきまして基準を達成させるための取組を行っていくこととしているところです。

現状としまして、中間管理事業者につきましては先ほどの質問の中でも答弁したとおり、現状、総務省告示基準を満たす形の取組、あと中間管理事業者につきましても取組内容等を考慮しながら、事業者選定は行っていく形になろうかと思っております。

○9番（禰占通男） あと1つ、総務文教の所管事務調査がなくて資料をもらったんですけど、その中に返礼品の条件というのがQ&Aでありましたよ。米をほかの産地のやつを持ってきて精米をしたらそれはもう当てはまらないと。

私は一番そこが聞きたいんですけど、この魚だったら切るだけじゃ駄目だと、もう対象外。そうした場合、本市はカツオ船も2隻いるけど、それでとってきた分はいいんですけど、足りなくなった場合、焼津辺りから仕入れるということは無理ですよ、返礼品用にするんだっただけ。

今、まき網船も入ってきているけど、枕崎漁港に入って水揚げしたそれが対象になるのかというクエスチョンマークがつくんじゃないかと思っっているんですけど、その辺についての対応はどうなるんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回、地場産品基準の改正につきましては、加工品のうち、熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県産であるものに限り返礼品と認めるという形になっておりまして、この部分で本市に該当する返礼品はないところでございます。

もう一点、地場産品以外のものが、地場産品に対して使用目的等において附帯するものに限るとともに、地場産品の価値が返礼品等全体の価値の7割以上のものに限り認めるものとするという改正内容になっているところです。

○9番（禰占通男） 考えるとですよ、カツオ1匹5枚におろして節にして売るとなると、（聴取不能）ですよ。

たたきにすれば焼くからまたプラスアルファだから、それはもう地場産品ってなるんだろうけど。私はそこを言っているんですけど。加工の度合いですよね。

○企画調整課長（日渡輝明） 今、返礼品等の内容につきましては、総務省からも調査がありまして、その部分については返礼品協力事業者への確認を行いながら、総務省への報告も行っているところでありまして、地場産品基準については、適正な形で寄附を受けられるような形の返礼品として認められると考えております。

○9番（禰占通男） 皆さんも記憶に新しいと思うんですけど、宮崎県のある町だったか、村だったか、結局返礼品を総務省の承認を得られなくなってゼロになったわけでしょう。

だから、あれは物すごくいい教訓になると思うんですけど。ああならないようにね、当局にもよろしく願いしておきます。

○6番（立石幸徳） 総務省の50%基準はもう従前からそういった基準が設けられていたわけですよね。そして、本年6月に、私は5月10日の臨時議会でワンストップの基準も先行きは経費として見られるおそれがあるって、もうメディアがそういう報道をしていましたからね、5月の臨時会でこの件確認したと思うんですけども。当然、総務省がワンストップの経費も経費率に入れろという基準を改正してきたわけですよ。これまでも、返礼事業者の皆さんは、このふるさと納税に関わるコスト削減経費をいかにして落とすか、本当に聞けば聞くほど大変な努力をされているんですね。そんなことをやる言うより、例えば運賃コストなんかも運送業者と本当に渡り合って、何とか安いコストでやってくれんかと、そういうことも努力されているわけです。

そこへ来て、また総務省がいろんなものもコストに入れろということでやってきて、もう枕崎も従前の経費率でも50%すれすれで何とか収めて、総務省に報告しとったわけでしょう。それが今度一気にワンストップとかほかの経費も加わってくると、もうとてもじゃないけど50%をオーバーすると。

そこで、やはり返礼事業者の皆さんをいろんな形で私は支援していく必要があると思いますよ。もう返礼事業者の皆さんも本当にぎりぎりのところでコスト削減をしていますので、ストレートにそういったコストをどうするっていうんじゃなくて、いろんな形で返礼事業者を全体的に市で支援していく必要があると思うんですね。そのことが本市のやっぱり地場産業を活性化することにつながっていくと思うんですよ。

そういった面での、やはり返礼事業者とのいろんな行政との日常のコミュニケーションといたしましうかね、その辺について、今度、経費率を考える際にどのようなことを考えているのか、聞いておきたいと思うんですよ。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、このふるさと納税返礼事業を推進していく上では、6番委員がおっしゃられるように、返礼品協力事業者と市の連携というのは非常に大切な部分であろうかと思っております。

先日9月5日に、返礼品協力事業者に対しまして、今回の総務省基準告示の改正等、寄附額の変更等についても説明をさせていただいたところでした。その中で、自主的な返礼品協力事業者による協議会につきましても、新たな動きといたしますか、協力事業者同士による運営というところの話も前に進んでいることをお聞きしております。

そういった動きがある中で、また市としてどのような取組、支援ができるのかというのはまた庁内関係課も含めた形で議論をしていきたいと考えているところでございます。

○6番（立石幸徳） これも要望をしておきますけど、具体的に言うと、例えばいろんな地域で返礼品発送、ふるさと便を出す場合に、その地域全体で段ボールを統一して、例えば枕崎のふるさと返礼品ですっていうその段ボールを制作している地域もありますよ。あるいはもう運賃コストにしても、個々ばらばらの運送業者に委託する云々っていうんじゃなくて、やっぱり市がリーダーシップを執って、その辺も配慮をすれば、私はコスト削減につながっていくと思うんですよ。

そういったとこまで踏み込んで、市が音頭をとって返礼事業者の皆さんと一緒にふるさと納税をやっぱり盛り上げていっていただきたいと要望しておきます。

○副市長（本田親行） ふるさと応援寄附については、一般質問を含め活性化に向けた御意見をいただいているところです。

新年度に向けまして、御意見としては組織の見直し、そういった御意見もございしますが、その辺も含めてよりよい体制になるように、返礼品協力事業者、中間管理事業者、市を含めて地域の活性化につながるようなよりよい制度になるように、今後とも庁内全体で協議していきたいと考えておりますので、ただいまいただいた意見等も十分参考にさせていただきたいと思います。

○9番（禰占通男） 先ほどありましたこの小学校の150周年の補助事業ですけど、この時計はですよ、約40年前に卒業生が寄附したんですよ、2回目のね。今これが公民館経由で大時計を設置すると。それと職員室、校長室の隣かな、池が漏水すると、あと1点何かあったんですけどね、寄附をしてくださいと。

それでお伺いしますが、その池の水漏れも私が議員になってから1年ぐらいしてから水漏れが始まって、中におった金魚は校長室の入り口の水槽に何匹か保管していたみたいだけどそれもいなくなって、学校管理費はどうなっているんですか。どこか傷んでいるからここを直しましょうとかそういうのはないんですか、管理費として。

○教育総務課長（高山京彦） 小学校、中学校それぞれ施設の整備費で修繕等、あと工事請負費等はございます。それぞれ予算はあります。

○9番（禰占通男） 池漏れも当時の校長にこうしたら直せますよと私は教えましたよ。建設会社を頼むと高くつくから、左官屋がPTAに誰かいのって。そして、こうしたら止まりますよと教えたんだけど、それからずっともう10年ぐらいほったらかしているわけでしょう。私が言うのはそういう管理の仕方ですよ。

子供たちがいつも身近にある学校の教室なんかの管理はある程度行くけど、そういった管理というのはやはり定期的に点検とかする必要はあるんじゃないですか、どうなんですか。

○教育総務課長（高山京彦） そういった学校施設に関して、修繕とかあれば、学校のほうから我々教育総務課のほうに修繕要望という形で写真等も添付していただきまして要望がまいります。それを我々も現地を確認して、我々でできるものは修繕したり、できないものにつきましては工事業者をお願いをしているところでございます。

○9番（禰占通男） 池で言えば、あれはPTAで造った池なんですよ。当時、幾らかお金を出したか知らんけど、それで造って延々と使用して、今も直せば使えるだろうけど、当時の校長先生も金魚がいる、鯉がいると言って子供たちが喜んでいてそういう説明だったんですけどね。だから子供たちが手を差し伸べるところにある今、鶏小屋というか小鳥小屋もどっか撤去されてないみたいだけど、あれも根腐れして……。

○委員長（吉嶺周作） 予算に関することですので……（「だから整備費じゃない」と言う者あり）鶏小屋だったり、池のことは決算のときに質問してください。（「だってこれ150周年に関してPTAの方が公民館を通じて寄附を募りますっっちゃうことで来たから私はしているんだよ、だからそこで学校管理はどのようになっているのかちそれを聞いているじゃないですか」と言う者あり）。それを決算で聞いていただきたいと思います。決算のときにもう一度話をしてください。

これは15万円の大時計に対する予算に関する質問ならいいですけど。（「関係があるんでしょう」と言う者あり）関係はないですよ。（「150周年のためにPTAが一生懸命やっているじゃないですか」と言う者あり）だからそれは決算のときに。（「だからそれに対して教育管理者としてはどのようなことをしているのかって聞いたら、学校から要望が来ますって言ったじゃないですか。そしたら学校から要望が来てないからこういうことになるんじゃないの。私はそこ

だけ聞きたいですよ」と言う者あり)

○教育総務課長(高山京彦) その池はP T Aで造られたということで、私は存じ上げていませんけれども、もしP T Aで造られていれば、原則P T A等の費用で賄っていただきたいということでこれまでも各学校にはお願いはしております。

そういったことを踏まえて、今度、150周年記念事業で実行委員会を立ち上げたのですが、その中で池がP T Aで造られたものだという前提でおそらく寄附等を募って、今回、記念事業として修繕をするのではないかと予想しております。

○委員長(吉嶺周作) 関連で一ついいですか。

例えばですよ、市長室や議場の時計が止まっていたらですよ、普通は電池でも換えますよね。この枕崎小学校の顔であるこの大時計は何年も止まったままなんですよ。よそから来た人や外部から見た人は、おかしいと思うんですけど、そういうところは。何年前からこの大時計は止まった状態になっているんですかね。

○教育総務課長(高山京彦) 何年前からその大時計が動いていなかったかというのは私どもでは分かりませんが、先ほど言いましたように、多分その時計もP T Aで卒業記念とかそういったもので造られているものだと思います。

そうすれば、原則P T A等で造られたものにつきましては、P T Aの会費等で賄っていただきたいというお願いはしております。その中で、学校がP T A会費で賄えなかった部分があるのかなと思います。そのままされていたのかなと思います。

○委員長(吉嶺周作) 原則とか言いますけれども、やはり学校管理費も出てきているわけですよ、予算書には。そういった部分で、時計の電池とか修理ぐらいは学校施設の予算ですべきだと思うんですけど、そのP T A任せっちゃうのはおかしいですよ。

○教育総務課長(高山京彦) このいきさつがどうか分かりませんが、その電池なのかどうか、大分老朽化しておりますので、大分費用がかかるということでそのまましていたのかもしれませんが、各学校には、修繕等に関してはこちらのほうに修繕要望があれば、その要望書と写真等を添付してお知らせくださいと。そうすれば我々のほうで現地を確認して、必要があればこちらのほうも対処して業者には依頼しますということではしております。

○委員長(吉嶺周作) ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 再開

○委員長(吉嶺周作) 再開いたします。

○10番(平田るり子) この低所得者支援給付金給付事業に関して質疑いたします。

前回は非課税世帯であることで生活保護の方も対象となるというお答えでしたが、これ市で線引きというものはできないものではないでしょうか。

○福祉課長(福永賢一) 線引きといいますと。

○10番(平田るり子) この生活保護の方は前はコロナ禍でということだったんですが、今回は物価高騰等でということでこの枠に入るといえるのは分かります。

前回のコロナに関しては、病院にも行けますし、入らないのかなと思って、この生活保護者を対象というのをこの部分から外すことが市でできるかできないかをお聞きしたいところです。

○福祉課長(福永賢一) この事業の趣旨は、今年度の住民税の均等割非課税世帯を対象にするものでございますので、生活保護が条件とかそういうものは、そもそもの要件等に入っておりませんので、結果として生活保護の方が今年度が非課税でありましたら当然対象になりますし、そういった部分での生活保護での線引きというのは、今回の趣旨には値しないと考えております。

○10番(平田るり子) 日本人の生活保護というのはもちろん支給していかないと、命を守るためにはというのはあるんですが、ここで私一つ気になっているのが、枕崎市に外国籍の方が1

人います。

生活保護はただ1人じゃないかと思われるかもしれませんが、枕崎は技能実習生がすごく多いです。

今、国としてこの技能実習生自体の体制が物すごくあやふやなんです。

これから枕崎市が外国人に対して、きちんとした認識というものを持ち、外国籍の方には、市では支給しないということはできますので、これを徹底的にやっていかないと、ここは物すごく膨らんでいくと思います。

最初の一つを許してしまうと、これから増えていく可能性というのは、これを止めることは今しかできないので、増えていってからはもう大変なことになります。

移民の問題とかもありますし、とにかく外国籍の生活保護は市でとめられるので、一番そこを危惧しているところで、この国保に関する金額も増えていくおそれがあります。

物すごく大きくなるおそれもありますので、これからまた一般質問等で取り上げていきたいと思いますので、今のところ外国籍の方はまだ1名で変わらないでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 今回の補正と関係のない質疑だと思いますので、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

また、生活保護のお尋ねの部分についても個人情報にもなりますので、その辺も含めて差し控えさせていただきますと思います。

○8番（眞茅弘美） 説明資料の1番の(3)、(4)、一緒をお願いしたいんですけども、燃油高騰経営継続支援事業、これ昨年度もあったと思うんですけども、どのくらいの件数を見込んでいるのか、茶業においては秋番茶もございしますが、件数を水産業も一緒をお願いします。

○農政課長（沖園信也） 今回の茶・施設園芸燃油高騰経営継続支援事業でございしますが、事業費の積算に当たりまして、茶につきましては37工場、施設園芸につきましては約25戸ということで計算をしております。

○水産商工課長（鮫島寿文） 6番委員から資料要求もありましたので、同事業の概要について、3番目の事業概要の(2)に、漁業者そして節類の製造業者を対象者にしております。

漁業者につきましては、予算積算の中で45の事業者を積算しております。

節類の製造業者につきましては43の事業者で、合わせまして88の事業者を対象として試算をしているところです。

また申請をされる件数につきましては、それぞれの状況に応じて申請されますので、今のところ、この45と43の88の事業者で今回の補正予算は積算をしてお願いをしているところです。

○8番（眞茅弘美） 物価高騰に伴い燃油高騰で、たくさんの事業所の方々が本当に大変な状況だと思います。

昨年に引き続き、この事業はありがたいと思うところではございますが、水産加工業者において、原料が足りていないという声を聞いておりますが、少ない原料を確保するためにまた入札等で金額も上がっていると。この状況は実際どうなのでしょう。

○水産商工課長（鮫島寿文） 8番委員からもありましており、令和4年、そして令和5年も、カツオの不漁といいますか、そういったことでかつおぶし製造業者においては、原料となる冷凍カツオの調達が非常に厳しくなっていると。

加えて数量が少ないということで、金額もやはり浜値が高くなっております。

サイズの的にも2キロから4キロ以上、そういった1魚体当たりの大きさと単価も違いますが、キロ当たり300円を超えたり、通常高くても200円前半のところの浜値が、できれば百七、八十円というキロ単価があればいいんでしょうけど、それが200円を超えて、そしてまた300円を超えるような、漁の状況によってはありますので、非常に原料確保に苦慮しているところとは聞いております。

それに加えて、今回補正をお願いしました原油高に伴います燃料費の高騰、これが令和2年は漁業経営のセーフティーネットということで、燃油補填の国の事業の発動はなかったんですが、令和3年から令和5年の6月までは漁業経営のセーフティーネットの発動が出ております。

ということで、2年以上にわたって原油の高騰に伴います、特に重油の価格が高騰しておりますので、それと併せまして、委員がおっしゃいましたとおり、浜値の高騰、冷凍カツオの高騰で二重の、事業者にとっては収益の圧迫ということで非常に厳しい経営状況が続いているということで、今回燃料の補助ということで漁業者と合わせまして、2,000万円弱の補正予算をお願いしたところです。

○8番（眞茅弘美） 大変な時期が続いているようですが、今後の見通しとしてはどうなんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） かつおぶし製造に必要な冷凍カツオの原料確保につきましては、枕崎市漁協で、海外まき網船の冷凍カツオの誘致をしておりますが、現在もそのまき網船から転載をして運搬船に積み替えて運ぶということもあります。

現在今月に入りまして今も停泊しておりますが、運搬船も誘致をすることで、その船が1隻当たり2,000トンぐらい積んできますので、そういった運搬船の誘致も含めて、原料確保については、漁協を中心にお願いをして確保に努めているところです。

また、トップセールスということで、市長も台湾で県の市長会の視察がありまして、そのときにも私も同行して、台湾の運搬船の会社を訪問して、トップセールスで枕崎の漁港に冷凍カツオの送りをお願いしたいということで、そこのトップとも話をして、誘致をお願いしているところです。

いずれにしても、冷凍カツオの関係が不漁が続いておりますので、そこにつきましては、しっかり市と漁協そういったところと連携を取りながら、かつおぶし工場の原料の確保に努めてまいりたいと思っております。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。

せっかく冷蔵庫もすばらしいものができておりますので、原料確保についてよろしく願いいたします。

○11番（橋口洋一） 説明資料の3の1(1)低所得世帯支援給付金給付事業と(2)保育所等給食支援事業の内容についてお伺いします。

○福祉課長（福永賢一） まず、低所得世帯支援給付金給付事業につきましては、6月の定例会におきまして、予算を計上させていただきました。

先ほども申しましたように、今年度の6月1日現在の時点で住所のある方で、今年度の住民税の均等割が非課税の世帯に3万円を支給するというので、このうち事業費を1億2,000万円、4,000世帯で見込んでおりました。

積極支給が3,900世帯、それから1月2日以降の転入世帯や家計急変世帯を100世帯と見込んで予算計上させていただきましたが、6月1日に課税が確定しまして、事務を遂行する中で全体で53世帯ほど足りない見込みが出てまいりましたので、今回100世帯分の300万円の事業費分を増やさせていただく内容となっております。

それから2番目の保育所等給食支援事業につきましては、物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、栄養バランスや量の保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、市内の保育所及び認定こども園に対し必要な経費を助成するものです。

これは令和4年度の9月議会にも予算計上させていただきましたので、5年度も県で補助事業として実施されるということで、それを本市でも実施するというものでございます。

保育所や認定こども園で、給食を支給する部分の一部を補助するという内容になっております。具体的には、主食費と副食費合わせて提供する保育所等につきましては、毎月の1日現在の児

童数に750円を掛けた額、それから副食費のみ提供する保育所等につきましては、同じように450円を補助するという内容で、全体の事業費が396万1,000円ということをお願いしているところです。

○11番（橋口洋一） 低所得者世帯は、目算が4,000世帯あったけれども、それよりも53世帯多かったという状況は、今、枕崎市内の世帯状況は、だんだん悪くなっていっているというそういう状況が考えられるところでしょうか。低所得者世帯が多くなったと。

○福祉課長（福永賢一） 市での全体のということでの答えは私の立場としてはできないのかなと思いますが、毎年このような形で非課税世帯に対する事業は、3年ぐらい続けておりますので、過去の実績等を勘案しますと、やはりそういった対象の方が増えている実態があるのかなと考えております。

○11番（橋口洋一） 積算が甘かったのはどういう理由かなと、そういったところでしたので、以上です。

○9番（禰占通男） 歳入の9ページ、10ページ、そして11ページの部活動地域移行推進事業が県補助金と国庫補助金が減になって、そして県支出金で地域スポーツクラブ活動体制整備事業になっているんですけど、これになった説明をお願いいたします。

○学校教育課長（森健一郎） 部活動地域移行推進事業に係る補正予算へのお願いになりますが、これは、文部科学省による地域スポーツクラブ活動体験整備事業における補助事業ということで、当初計画しておりました。

ところが、国で十分な予算の確保ができなかったということで、これが補助事業から実証事業、委託事業ということに変更になりまして、そのことで補助金が減額されたということで、このような形で補正予算をお願いしているところです。

○9番（禰占通男） そうすると、地域移行のスポーツクラブが本市でも今年度もう実施される段取りってということ。

○学校教育課長（森健一郎） 計画どおり部活動の地域移行は令和7年までの3年間を活動推進期間と考えておりますので、計画は予定どおり進めていきたいと考えております。

○9番（禰占通男） そもそも地域移行ということで、この対象になる本市の部活とスポーツ少年団もだけど、そういうのは何団体あるんですか。

それと、分かればその一つの団体ごとの人数とかどうなんですか。

○学校教育課長（森健一郎） 部活動における地域移行ということで取り組んでおります。

中学校の部活動数については把握しているんですが、今ここではスポーツ少年団の数とかそういったものは手元にないところがございます。

○9番（禰占通男） 今までこの地域移行という言葉が出てきましたけど、もともと本市は昔はテニスもあったんだけど、テニス、武道、サッカー、野球であれ、道にたけた人が自分たちの子供がいる間ずっとこうして指導しながら、それが綿々と続いてきたんですけど、これに移行した場合ですよ、報酬も支払うのも可能だということだったですよ。そうした場合、この指導者が確保されるとお思いですかね。

○学校教育課長（森健一郎） 部活動の地域移行が進められていく背景が大きく2つありまして、1つは教職員の働き方改革、もう一つは少子化によるものになります。

委員のお尋ねのとおり、少子化に伴って、それぞれの学校の部活動が少なくなっていくので、それではいけないということで、地域に移行して今ある活動を継続していくことと、あとは子供から大人までそういった活動を継続していけるような形をつくりたいということで進めていますが、取りあえず令和7年度まで準備をして、令和8年度から部活動の休日の地域移行を目指して、今準備をしているところです。

○9番（禰占通男） もう一つですよ、地域移行になった場合、学校施設ですよ。学校施設を

そのまま使っていいのか、管理等の問題もあるだろうけど、その辺はもう決まっているんですか。

○学校教育課長（森健一郎） 今お尋ねのあったとおり、大きな制度の変更になりますので、なかなかその会場の使用であるとか、指導者の問題とか、なかなかすぐには決まらないところがあります。

それで3年間かけて、いろいろ地域と連携したり、学校と連携したり、指導者の確保をしたり、そういうなことをして進めていくところで、今からいろんな課題を整理していくところに入ったところですよ。

○9番（禰占通男） 文化庁・スポーツ庁からは、去年の12月にもうガイドラインが出ていますよね。

そして鹿児島県も5年の5月に、この在り方に関する方針も出していますよ。なんか遅いんじゃないですか。

○学校教育課長（森健一郎） 県から方針が出されたのは5月になります。

その中でも書いてあるんですが、令和7年度までを推進期間として準備していくということで、どこの自治体も3年間で地域移行を目指してやっていくところなので、枕崎市だけが遅いとか遅れているということではなく、かえっていろんな支援をいただいて、進んでいるところかなと考えています。

○6番（立石幸徳） これも資料要求をしていたんですが、減債基金の件で少し教えていただきたいんですが、資料を見ますと、私の6月の議会での一般質問に関して、この新クリーンセンターの償還に関して、減債基金を令和5年度の予算でも3億円積立てをされるわけですね。そして、8年度までこの資料どおり積立てをしていって、最終的に8億円の積立てと。

そこで、6月の一般質問でも財政課長の答弁があったかと思うんですが、8億円はどういった形で9年度以降償還になっていく予定だったんですかね。

この資料では令和9年度から、毎年度の償還に合わせて取り崩すとなっていたけど、最初の9年度から数年は利息のみでそのあとが何か元金が入ってくるような説明だったかと思うんですが、もう一回そこを正確に教えていただきたいと思います。

○財政課長（笹原正二） ただいま6番委員からありましたとおり、今回の新クリーンセンターに係る借入れが総額25億円ということで、これが来年度までかけて借入れを行うことになります。

今後、元利償還金として負担が大きくなるのが、この資料にありますとおり令和9年度からということになります。

令和9年度といいますのが、本年度令和5年度に借入れいたします、14億4,000万円程度の借入れの元金償還がスタートする年度になります。

今のシミュレーションによりますと、令和9年度の新クリーンセンターに係る元利償還金が1億5,700万円程度となっております。

令和10年度以降、おおよそ10年間で2億2,000万円程度の毎年の元利償還金の額ということになります。

今回減債基金を令和8年度までに8億円積むということで計画していますが、この8億円がどういった数字か申し上げますと、25億円の借入れに対しまして、利子を合わせて今後27億円程度の令和9年度以降の負担になり、このうち7割につきましては、この地方債につきましては、過疎対策事業債の活用が予定されておりますので、有利な地方債で、後年度元利償還金の支払い年度に合わせまして7割が交付税措置され、残り3割部分を市が一般財源で賄わなければならない部分ということになります。

令和9年度以降、その3割部分の一般財源で賄わなければならない部分といいますのが、令和9年度が、現在のシミュレーションでいきますと4,700万円程度、そして令和10年度以降6,700

万円程度が続きました、20年度が6,000万円程度、そして21年度で2,000万円程度、それで終了ということになります。

令和9年度から令和21年度まで合わせて実質一般財源分が8億円程度となりますので、その分を令和8年度までに減債基金で用意しておくこととなります。資料の下の表にありますとおり、これはこれまでの過疎債の借入れによる元利償還金に対しまして、その下の基準財政需要額のうち過疎対策事業債分というのが交付税措置される額となります。

毎年度交付税に算入される額になっておりますが、元利償還金に対しまして、この基準財政需要額に算入された額がちょうど7割になっていると思います。これが交付税措置される額となりますので、これに令和9年度以降、この借入れに係る分の交付税措置分が加わってくるという形になります。

○6番（立石幸徳） 6月の一般質問で言われたことをこうやって資料にしっかり出されているので、まず減債基金、令和5年度分は今度の補正4号でもう既に計上しているんですけども、6年度以降のこの2億円、2億円、8年度が1億円というこの積立てはさほど財政運営上問題はないと考えればいいんですか。

○財政課長（籠原正二） 令和5年度につきましては、令和4年度の決算剰余金が7億8,000万円程度ございましたので、その2分の1を地方財政法に基づきまして積み立てなければならないということで、そのうち3億円を今回減債基金に積むものです。

令和3年度と令和4年度の決算剰余金が7億円を超えておりますが、令和2年度以前につきましては、おおよそ3億5,000万円から4億円程度の実質収支となっております。その分の半分を、これまで財政調整基金への積立てか、地方債の繰上げ償還としていたしましたが、令和5年度、6年度、7年度、8年度につきましては、まずこの減債基金のほうに実質収支の半分、この額を積み立てていくと考えておりますので、現在のこれまでの推移を考えますと、特に財政運営上、無理のない設定なのかなと思います。

さらに、それぞれの年度の3月補正で当年度の剰余金がおおよそ出てまいりますので、その時点で、これまでは財政調整基金の取崩しの額を少なくするとか、そういった手当てもしていただけたけれども、翌年度の実質収支の状況を推計しながら、そこでまた減債基金のほうにどれだけ積めるのかということも考えつつ、積立てを行っていきたくて考えております。

○6番（立石幸徳） 本市の新クリーンセンターに対する財源手当は、資料で見ますとこれでしっかり対応できると確認しておきたいと思います。

私は最後に別件ですけど、工事請負費の関係で2点ほどですね。

まず、この道路新設の780万円ぐらいの工事請負費、それからもう一点は災害関係で補助事業885万7,000円、この2点の内容を説明していただきたいと思います。

○建設課長（松田誠） 私からは交通安全対策補助事業（通学路緊急対策）について説明いたします。

この事業目的としましては、子供の移動経路、通学の安全推進会議におきまして、保育園、幼稚園、各小学校からの安全対策に関わる要望箇所を中心に、警察署など関係機関と協議し、歩道、車道、側溝の改良により交通安全対策に取り組む事業であります。

今回の補正としましては、道路改良事業のうち、通学路緊急対策事業に関わる交付金額が決定したことにより、事業の進捗を図るため、工事請負費780万4,000円の増額補正をお願いするものです。

○6番（立石幸徳） 場所というか、どこを工事するのか、それは分かっているんですか。

○建設課長（松田誠） 今回の通学路緊急対策事業としましては、街路55号線、これは日之出公園の西側にある道路ですが、令和4年度から事業を実施して令和5年度完了予定の路線でございます。

もう一本が街路3-4-4-1号線、これが恵比須工区になります。港から台場公園へ向かう途中の道路になります。これにつきましても令和4年度から着手しておりまして、令和5年度完了予定となっております。

○農政課参事（中村俊彦） 私から、補助災害復旧事業、農林水産施設の農業用施設1件につきまして説明いたします。

これにつきましては、6月8日の梅雨前線豪雨によりまして、農業用水路ののり面が崩壊したため、補助災害復旧事業に申請するに当たり、補正を行うものであります。

場所につきましては、田布川集落の花渡川を挟んで西側にある圃場整備区域の永野原団地にあります水路になります。

被災状況につきましては、のり面及び小段が崩れまして、水路も落ちている状況であります。延長的には39メートルほどございます。

今後の予定としましては、10月末の国の災害査定に申請を行う予定であります。

歳入につきましては、工事請負費の885万7,000円に対する補助率65%を掛けました575万7,000円が国の補助金になります。地方債が270万円、一般財源54万3,000円になります。

歳出につきましては、工事請負費で885万7,000円、消耗品、燃料費、旅費等について14万3,000円の合計補正額900万円となっているところです。

○6番（立石幸徳） 農業災害は大雨の関係だったんですか。この間の台風第6号の関係の復旧工事といいましょうか、これは発生してないんですかね。予定されているものはどうなっているんですかね。

○農政課参事（中村俊彦） 台風につきましては、農地、水路等におきましては被害等はなかったのですが、林道の倒木等がございまして、そこは市で対応しているところがございます。

○財政課長（籠原正二） 今回の台風第6号の関連の災害復旧でございますけれども、それぞれ各所管課の予算執行について、現在のところ災害復旧費の既存予算の分で配当替えを行って執行しているというところと、あと予備費の充用を行っている部分、そして今回の補正予算に上げております防犯灯の設置補助が補正予算として対応している部分でございます。

○11番（橋口洋一） 資料の19ページ、20ページの土木費、道路橋梁維持費、そしてその後の土木費の都市計画費、公園費、このあたりで大きな数字がマイナスということになっていますが、この内容についてお聞かせください。

○建設課長（松田誠） 今回の補正予算の関係では、大体が交付金の確定によるものでございまして、道路橋梁費、維持費につきましては、道路メンテナンス事業に係る交付金額の決定及び設計業務委託料の一部が確定したことによりまして、委託料を582万6,000円減額するものでございます。

同じく道路メンテナンス事業に関わる橋梁費の工事請負費を同じく交付金額の決定及び設計業務委託料の一部が確定したことによりまして、工事請負費を1,165万9,000円減額するものでございます。

同じく土木費の公園費でございますが、これも公園費の交付金額の決定におきまして、委託料163万3,000円、工事請負費4,676万7,000円を減額するものです。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第53号は、原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時28分 再開

△議案第54号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第54号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 議案第54号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,947万6,000円を追加し、予算総額を33億5,662万6,000円にしようとするもので、当初予算より0.6%の伸びとなります。

補正の内容は、償還金及び還付加算金につきましては、令和4年度精算に伴う国及び県特定健康診査・特定保健指導負担金の精算返納金229万2,000円と、保険給付費等交付金の精算返納金1,718万4,000円の合計1,947万6,000円の増額です。

以上の財源として、他会計繰入金1,135万6,000円と繰越金812万円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 国保の今度の補正のこの精算返納金ですね。

これ私一般会計の補正4号のほうで、今度の国県支出金精算返納金の明細を資料要求をしてもらっているんですが、この一般会計の精算返納金のほうには、この国保の精算返納は出てこないわけですかね。

○健康課長（西村祐一） 今回の国保の精算返納につきましては、直接国保会計で受入れを行っておりますので、一般会計には出てこないということになっております。

○6番（立石幸徳） 直接というと詳しく教えてほしいんですが、直接どういう形で返納するんですか。

○健康課長（西村祐一） 今回の精算返納金につきましては、国に対しましては特定健康診査・特定保健指導負担金の精算返納ということで114万6,000円生じております。

一応、県のほうには、同じく特定健康診査・特定保健指導負担金の精算返納ということで同額の114万6,000円。それと県につきましては、もう一つ保険給付費等交付金、これは普通交付金に当たる部分なんです、その精算返納金が1,718万3,160円となっております。これにつきましては、実績報告を県に上げまして、それで既に交付されておりますこれらの負担金、国庫支出金、県の支出金について精算を行うというものでございます。

○6番（立石幸徳） 今までの従前の資料というか予算書等を持ってきていないので、毎年度この程度の精算返納になっているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 特定健康診査・特定保健指導につきましては、そのときの実績により額も変わってくると思うんですけども、大体このような額になっているかと考えております。

あと、保険給付費等交付金の精算返納につきましては、県から受け入れましたその交付金と、その年度の療養給付費に差が出た分の返納ということになりますので、若干変動が大きい部分があるのかなとは考えております。

○9番（禰占通男） 特定健診の返納金ということで、最初予定したよりは受診者っていうか対象者の利用が少なかったということですか、どうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 特定健康診査につきましては、対象者の60%の受診率で見えていたのですけれども、現在の見込み値で受診率が43.5%になっておりますので、その差ということになっております。

○9番（禰占通男） そうすると、コロナもいろいろ影響があったと思うんだけど、今まで大体50%以上ぐらい目指して伸びてきていたんじゃないですか。パーセント的に言えばどのぐらいこれ減ったんですか。

○健康課長（西村祐一） 本市におきます特定健診の受診率につきましては、平成30年度から申し上げますと、ただいま委員からありましたとおり52.5%ということになっております。令和元年度につきましては49.7%、2年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響によると考えているんですが39.5%、3年度につきましては、若干また回復いたしまして45.5%、4年度の見込みといたしましては43.5%となっております。

○6番（立石幸徳） 予算書の4ページですね。この歳入、その他一般会計繰入金1,135万6,000円の補正なんですけど、これはどういった事情で一般会計から繰入れがなされてきているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 昨年度の決算額を、繰越金として今回の補正で812万円追加しております。現時点では、そのほかに国保財政安定化支援事業の増など、歳入として見込めるものはなかったことから、その他一般会計繰入金という形で1,135万6,000円の増としております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、今課長が言った国保財政安定化支援事業、これが確定したということですか。歳入がなかったことからとか何か言われましたけど、その分が例年ある予定が今度はなかったと。だから、繰入れをしてもらったとこういうことですか。

○健康課長（西村祐一） 確定はしておりませんが、前年度と比べて今年度につきましては、五十数万円程度減額になる予定となっております。

○6番（立石幸徳） 50万円ぐらい減っても1,130万円も繰入れをせんといかんですか。全然バランスがとれないんじゃないんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員からありましたとおり、その他一般会計繰入金を増額はしているのですけれども、確におっしゃるとおり、バランスが悪いといえばバランスが悪いんですが、国民健康保険税が8月に本賦課がなされまして調定額が上がってくる関係、そのほか普通交付金を除く県支出金、こういった部分が確定してくれば最終的にその他一般会計繰入金については、また少なくなってくるとは考えているところでございます。

○6番（立石幸徳） 理解できない面があるんですが。もうこれ補正の1号ですよ。当初予算で1億1,300万円、一般会計から繰入れをもらわんと国保運営ができないということでスタートしてきて、もう9月補正でまた追加といたしまししょうか、1,130万円繰入れを補正してもらわんと、あと国保運営が残りの月といたしまししょうか、9月以降あるいは10月以降運営できない状況が想定されるので、一般会計から今回の補正で1,100万円ぐらいお願いしたいと、繰入れをしたいと、こういう流れですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま6番委員からありましたとおり、そういった流れになるかと思えます。

昨年度につきましても、同様に精算返納金という形で補正を計上しているのですが、昨年度につきましては、県の支出金と、繰入金及び繰越金の増額で精算返納金については賄えたということなんですけれども、今年度につきましては、そこら辺の増額ということが見込めなかったものですから、その他一般会計繰入金のほうを増額したという形になっております。

○6番（立石幸徳） おかしいんじゃないですか。つまり、その他一般会計繰入れというのは、

いわゆるこれ法定外の繰入れという分類ですよ。これまでも国保運営については、法定外の繰入れは非常にシビアというか、厳しい見方がされて、当然、当初予算で1億1,300万円ぐらいを計上するのも精査に精査を重ねた上で、当初予算では1億1,300万円計上したはずですよ。今もろもろの状況も含めてですよ。この9月時点で1億1,300万円じゃ足らんだなあと、追加であと1,130万一般会計からもらわんと運営ができないと。

予算計上の在り方、あるいは国保運営の見通しというか、はっきり言って甘いんじゃないんですか。今までもずっと一般会計の法定外繰入金は、これ基準にのっとった繰入れならそんなにとやかく言うあれでもなかろうと思うんですが、もう丸々全然、簡単に言うと見通しの誤り、確かに国保運営は不確定部分があったにしてもですよ、この一般会計から簡単にじゃないけど、国保が金足らんから一般会計を出せっていうそんなもんじゃないと思うんですけど、どうでしょうか副市長、この辺の対応の仕方。

○副市長（本田親行） 一般会計からの繰入れについては、可能な限り抑えるということで当初予算の中でも精査してきたわけですけども、今回、返納については金額を正確に見越せなかったということもございます。

国保会計の返納に対する賄う財源が繰越金等含めて、また税の増額が予算編成時点で確定しておらず見越せなかったことから、一般会計繰入金で一時的といいますか、財源を確保しているところでございます。一般会計からの繰入れの在り方については、きちんとした形で精査していく必要があると考えております。

○6番（立石幸徳） 財政課長にも考え方を聞いておきたいんですけどね。

何年前か私も記憶が定かじゃないんですけど、少なくとも前の財政課長時代ですか、3年ぐらい前までは一般会計からの繰入れという対応は、いわゆる国保の中では歳入欠陥の補填収入と。結局、当初予算では歳入欠陥補填収入ということで出しとって、最終的な精算時点で一般会計の繰入額を決定するという手法でずーっと来ていたわけですが、本市が割とふるさと納税、ふるさと応援基金で財政がいい感じになって、もう当初予算で国保の不足分はその他一般会計繰入金ということでもう計上しましょうと。

簡単に言うと、当初予算で出した分でもう年間足りませんよという形ですと2年ぐらい来ていたんですかね。

今度、年度途中でやっぱり足らんと、そんなおかしな運営というのは私はいかがなもんかと思うんですけど、財政課長、その辺はどうなっているんですか。

○財政課長（笹原正二） 一般会計からの今回の法定外、いわゆる赤字補填繰り出しにつきましては、確かに当初予算の段階でその年度に必要なとされるものをまず積算して精査されて、ここは計上されるべきだと考えております。

今回の精算返納にかかりまして現時点での財源不足が国保会計に生じたということで、赤字補填繰り出しという形で一般会計から補填した形になるんですが、まず昨年度の話をしていまして、令和3年度、最終的な3月補正時点での赤字額として補填する額を予算上8,731万7,000円計上していたと。その後、決算の推計をする中で予算は8,731万7,000円ですが、6,000万円あればおおよそ赤字補填として足り得るであろうという推計をいたしまして、6,000万円繰り入れたという形になります。

令和4年度につきましては、3月補正時点で5,986万7,000円の赤字を見込んだ予算を立てたということでもあります。

国保会計がその後、歳入歳出確定していく中で、一般会計からの赤字補填繰り出しは1,000万円あれば国保会計で赤字が生じない状況であろうということ、5,986万7,000円の予算に対しまして、1,000万円の決算額という形で繰り出しを行ったところでございます。

このことによりまして、国保会計赤字は生じずに、812万1,000円の繰越額が生じましたが、

今回のこの精算返納分がそれで賄えず、現時点で整理されるべき財源がほかにないということでございますので、今回は赤字補填繰り出しということで財源不足を一般会計で賄うという形になっております。

先ほど健康課からありましたとおり、今後、それぞれの歳入歳出精査されていく中で、この部分につきましては縮減されていくものと見込んでいるところでございます。

○6番（立石幸徳） 当初予算のこのその他一般会計繰入れの計上に当たっての私は精査というか、その辺が非常に甘いと言わざるを得ないと思いますよ。

というのがですよ、流れとして、この国保の税率改定も、前の任期の3月議会等で検討しなければならないということで、前の任期の議会では、盛んに国保の税率改定はどうなるんだということで論議もあったわけですよ。

結果的に、いやもう税率改正、つまり国保税の値上げはせんでも済みますよという形で論議をしたにかかわらず、税率改正は今までやっていないわけですよ。

ということは、国保の被保険者にすれば、国保も運営は非常にいい形になったんだなあ。当初、税金の値上げがあるような感じになっていますからと盛んに言いながらですよ、その税率改定をせんかったわけですからね。いい感じになっているんだなあって言ったって、これはその後の9月補正ではまた1,100万円繰入れを法定外ですからね、これは。また返納に足らんからそれをせんといかんのだといったって、非常にその辺が国保財政をどう見たらいいのか、住民は分らんような感じになっているんじゃないですか。

最初からその分も含めた1億3,000万円ぐらい、その他一般会計繰入れはこういった補正もせんでも1億3,000万円をどう見るかという論議があったのかもしれないけど、何か住民に対して国保は非常によくなっていますよって言ったり、こうして途中でよくなっているどころかまた法定外繰入れをせんといかんような状況が出ているじゃないですか。この辺についてはもうきちっとした精査の下に、しっかりした予算編成をやっていただきたいともう要望しかできないんですけどね。精算返納といったって、突然のことじゃなくて例年これは毎年やっている作業ですから、言い訳にはなりませんよ。

私はもう最後に、しっかりした精査の下に予算編成をしていただきたいと要望をして、これで終えたいと思います。

○健康課長（西村祐一） ただいま6番委員からありましたとおり、そちらの精査につきましては、なお一層気を引き締めながらやっていきたいと考えております。

ただ、療養給付費につきましては、前年度の1月分、2月分の請求が上がってくるのが4月、5月になってしまう関係があります。支払いといたしまして、県の支出金、普通交付金があるんですけども、そちらも多めにもらっていかなければ、また国保会計が最終的に赤字になってしまうことはあり得る可能性もありますので、若干のずれが出てくるのかなとは考えているところです。

○6番（立石幸徳） もう先ほどでやめようと思っていたんですけど、かつての歳入欠陥補填収入という形での計上であれば、こんなややこしい論議は出ないわけですよ。足らない分、不足分をずっと積み上げて計上していけばいいわけですからね。

ただ、当初予算からその他一般会計ということでの繰入れをするちゅうことは、言ってみれば表現はおかしいかもしれませんが、大見えを切ってこんだけ一般会計から貰っとけば、もう向こう1年間国保運営はオーケーですよという形で、当初予算にこのその他一般会計繰入金を計上したわけですよ。それをやっとしてですよ、途中でまたその他一般会計の繰入れが足らんのだというのはほかにどう言い訳をしようがおかしいですよ。

だから、最初課長が言ったように、引き締めてということですけどね、もうそれ以上の言葉はないでしょうけれども、なお一層その辺についてはしっかりした気持ちで取り組んでいただきたい

いと思いますよ。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第54号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第54号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで1時10分まで休憩をいたします。

午前11時56分 休憩

午後1時10分 再開

△議案第55号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第55号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 議案第55号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ329万円を追加し、予算総額を3億9,302万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.8%の伸びとなります。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和4年度分保険料精算に伴う260万8,000円の増額です。

繰出金につきましては、令和4年度精算に伴う一般会計繰出金68万2,000円の増額です。

以上の財源として、繰越金328万7,000円と諸収入3,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 予算書5ページですけどね、納付金が増えたのはどういった事情ですか。

○健康課長（西村祐一） 後期高齢者医療広域連合納付金が260万8,000円増えた要因については、こちらにつきましては、出納整理期間であります4月5月に収納されました、令和4年度の保険料等は広域連合の決算時期の関係で、令和5年度の納付金として納付するとなっていることが要因となっております。

○6番（立石幸徳） そうすると4月分、5月分の2か月分は5年度に回して補正をしたところなるわけですかね。

○健康課長（西村祐一） ただいま6番委員がおっしゃったとおりでございます。

○11番（橋口洋一） 5ページの諸支出金、こちらの一般会計繰出金ということは、先ほどは国保会計のほうで一般会計からの繰入れ等があったところだったんですが、これは不用額が出て繰出金という形で戻したということによろしいでしょうか。

○健康課長（西村祐一） ただいま11番委員からありましたとおり、4年度に一般会計から繰入れを行った分につきまして、事務費に当たる部分なのですが、こちらの精算返納という形になっております。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時17分 再開

△議案第56号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第56号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第56号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億8,202万8,000円を追加し、予算総額を32億7,558万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、令和4年度の実績確定に伴う精算で、介護給付費負担金等返納金1億2,608万4,000円、介護給付費準備基金積立金9,155万円、一般会計繰出金6,439万4,000円の増額であります。

以上の財源として、繰越金2億8,202万8,000円の増で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） これも基金積立金9,155万円ということで計上していますが、この介護保険の場合の積立金は、今このおおよそ9,100万円が現時点での積立金の総額とっておけばいいですかね。

○福祉課長（福永賢一） 今年度の累積の今年度末の見込額といたしましては、4億1,700万円程度になる見込みとなっております。

○6番（立石幸徳） この介護保険の補正第1号では、9,100万円積み立てるけど、過年度分といいましようか、今課長が言ったのは本年度というのは、5年度末でこの9,000万円を足して4億1,000万円ぐらいになると、こういうことですかね。

来年度、令和6年度から介護保険事業が9期目に入るんですかね。今9期の事業計画もろもろ、9期以降の保険料算定といいましようか、試算もやっていると。

もうほとんど新しい9期の事業計画の策定に当たって、いわゆる関係者といいましようか、あるいは審議会でしょうか、もう終わったんですか、どうなんですか。

○福祉課長（福永賢一） 今年度3月までに策定する次期9期の介護保険事業計画の策定懇話会につきましては、10月に第1回目を始めまして、2月までに4回開催する予定となっております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、これまで4億円の積立てつちゅうのは、今まで第1期からずっと8期までやる中で、積立て残額が4億円ぐらい持つというのは、極めて高いような感じなんですけど、今までの積立ての残額はどんな現状だったんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 手元に平成22年度末からの資料がございますが、22年度末では1億7,200万円程度でございました。それから増えたり減ったりというのは繰り返されているんですけども、30年度末で2億4,400万円程度、それからは増え続けている状態です。

ちなみに、令和4年度末が3億7,200万円程度、令和3年度末が3億7,300万円程度、2年度末が3億0,900万円程度、その前の元年度が2億9,300万円程度という形で、徐々に積立額が増えている状況です。

○6番（立石幸徳） 積立ての残額をお尋ねしているのは、当然余分なという言い方がいいのか、別にためとって積み立てて置いておく必要も、一応の財源調整で必要分はあるけど、そんなためとってそれで何か有利になるとか何とかちゅうようなことは介護保険の場合ないので、要するに次の第9期の事業計画に当たって、保険料算定にどれだけその積立金を取り崩して財源に充てるかと、こっちのほうは市民のためには助かるわけで、そこらについては、どれぐらい取り崩すような考えを持っているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 第8期の介護保険料を算定する際、3年前に準備基金の取崩しの予定額として、1億6,550万円を見込んで計画を立てました。そして保険料の算定をしたところです。

今回につきましても、その当時よりも増えている状況でございますので、今言った額以上の取り崩しを念頭に置いて、また介護保険の給付の事業量がどのような見込みになるか、給付費が増えるのかどうかということも踏まえながら、一応事業量としては増える見込みがありますので、恐らく3年前の取崩し額以上の取り崩しを計画することになるのかなと現在は思っているところです。

○9番（禰占通男） 大体今の状態でいくと、積み重なっていきますよね、今先ほどもありましたように、何かこう目標とかあるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 介護給付費の準備基金という名目でございますので、不測の事態には一定程度の保有は必要なのかなとは思っておりますが、基本的に保険料不要で実際の計画を立てていきましたが、計画どおりの事業の給付等がなかったために、保険料が積み上がった形になりますので、そこは保険料に還元するという形で、一般質問の答弁にもありましたが、過度な負担増にならないように、ここを取り崩した形で、1号被保険者の負担増とならないためにこれを活用していくというところで、目標とかそういうのは特にございませんが、ある程度の一定金額の保有は必要なのかなとは思っているところです。

○9番（禰占通男） もう一つ、要支援、要介護の見直しがありましたよ、五、六年前なのかな、あれによって基金に回す分が増えたとかはないんですか。

○福祉課長（福永賢一） 29年度からの総合事業になるかと思うのですが、保険給付費ではなく、地域支援事業費での給付になる部分かと思われれます。

要支援の方々が認定を受けなくても、総合事業ということで、市の独自の事業でデイサービスとか訪問介護とか受けられることになるのですが、基本的にはサービス内容そのものは変わりませんので、財布の中身のポケットが変わったとイメージしていただければよろしいのかなと、保険給付費はその分が減りましたが、地域支援事業費の中でそこを賄っていくということで、介護保険特別会計の中では財布は同じになりますので、そこは大きな影響はないと思っております。

○6番（立石幸徳） これから9期の保険料算定という当局は大変難しいというか、大変な作業が控えているわけですけどね。

1点聞きたいのは、消費税率を10%に引き上げるときに、1から9のうちの低所得の部分は、消費税率引上げに関連して、保険料の消費税引上げのための軽減措置を設けていましたよね。あ

れはもう元に戻ったんですか、どうなっているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 現在の8期の部分で言えば、第1段階は標準割合が0.5の負担、第5段階は標準が1になるんですけれども、1段階から9段階までありまして、真ん中が5でそこが1.0ですね。

そこが基本的な保険料額になりまして、それから所得が増えて段階が増えるごとに、それに1.2とか、1.3、1.5、1.7と割合を掛けて段階ごとの保険料を設定することになっておりまして、逆に下のほうにつきましては、第4段階が0.9、第2、第3段階が0.75というのが標準割合、そして第1段階が0.5というのが標準割合でしたが、委員がおっしゃいますように、第1段階から第3段階にかけましては、第1段階の0.5を0.3、第2段階の0.75を0.5、第3段階の0.75を0.7と軽減して、消費税で上がった分の社会保障費を充てるということで、公費を投入して軽減している状態です。

この9期につきましては、その部分も給付と負担の制度について、現在も社会保障審議会の介護保険部会で議論していて年末に結論が出ると把握しておりますので、まだ確定していないと御理解いただければと思います。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第56号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時33分 再開

△議案第57号 令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案57号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（平塚孝三） 議案第57号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出において、給与費の減に伴い、医業費用を606万円減額するほか、過年度損益修正損として特別損失を274万9,000円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億2,834万9,000円に対し、総費用7億6,962万8,000円となり、差引1億4,127万9,000円の純損失となる見込です。

また、資本的収入及び支出においては、台風第6号の影響により破損した東病棟の空調設備を更新するため、支出を500万円追加し、収入額が支出額に対し不足する4,359万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

収益的支出における特別損失につきましては、本年4月14日に市立病院において、鹿児島労働基準監督署による給与の支給状況、労働条件の現状についての立入調査が行われ、また同月

27日には、労働基準監督官から、終業時刻以降に行われた会議等に対し時間外勤務手当の支払がなされていないものがあるため、確認可能なものは不足額を支給するよう指導がなされたことに伴い、賃金の給付の請求権の時効等を考慮し、令和2年度から令和4年度までの会議等の出席者や出席時間等を調査しておりましたが、今般その作業が終了したことから、支払いがなされていなかった時間外勤務手当を過去3年度分、一時金として遡及して支給するための費用を特別損失として計上したものであります。

その特別損失額の内訳については、令和2年度から令和4年度までの時間外勤務手当相当額として、職員分で実人員42人、211万円、会計年度任用職員分で実人員11人、18万1,000円、時間外勤務手当遡及支給に係る法定福利費として45万8,000円で合計274万9,000円を計上しています。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 残業代未払い問題があったということは、今お話があったとおりに思うんですけども、未払い金の分の処理について、過年度損益修正損となっておりますが、3か年分となっているんですが、1か年分で、今回の分で補正をしようとするのはどういったことからでしょうか。

通常であれば、その年分年分の処理かと思うところですけども、よろしくお願ひします。

○市立病院事務長（平塚孝三） 令和2年度から4年度分ということで、当該年度の費用ではないということで、特別損失で計上したところでございます。

それと、それぞれの年度で処理するということですけども、例えば、それぞれの年度分ということで支給となりますと、過去の分の例えば源泉徴収でありますとか、確定申告でありますとか、それに修正がかかると。

原則ではその年度に遡及して、その年度の収入として取り扱うのが原則ですが、特例といたしまして、一時金として支給する場合は、当年度分の収入として取扱いが可能だということで、今回こういった形で計上したところであります。

○11番（橋口洋一） そうすると、今年度の支払いということになるから、源泉徴収とかそういったものを今年分で精算されるという形でしょうか。

○市立病院事務長（平塚孝三） そのとおりでございます。

○9番（禰占通男） この残業時間という残業に入るっていうその時間ですよ。決まりがあるんですか。5分以上、10分以上とか、そういうのは。

○市立病院事務長（平塚孝三） 市立病院におきましては、病院という体系でそれぞれ職員の就業時間が異なります。平常時間の勤務帯の方、早出の方、遅出の方ということで、その勤務帯以外であれば、就業時間をはみ出る分については、時間外扱いということになります。

○9番（禰占通男） ほとんどが私の経験では10分超したら残業だよとか、就業規則なんかで大体決まっていますよ。それでここにも監督官からタイムカードを使ってないからそれをしなさいとか書いてありますよね、注意書で。そうした場合、タイムカードは昔はもう一般的でしたよね。労働条件がいろいろ改善になって、もうタイムカードを廃止しましょうと。何時までに入ったらいいですと、時間内に来ないときはもう会社が来るなっていうそういう流れが、昭和の終わり頃からずっと広まって行って、もうほとんどタイムカードをしなくなったんだけど、今後どうするんですか、これ。

○市立病院事務長（平塚孝三） 先ほど勤務時間をはみ出す分について時間外勤務ということで申しましたけれども、そこに指揮命令があるかどうかによって、その時間外勤務手当を支給するかどうかというのは発生するところだと思います。

今後、病院の勤怠管理につきましては、今病院については、電子カルテを導入しておりますので、それを電子カルテのシステムにつなげるような形で、今、電子カルテに看護師の勤務ローテ

とか、そういうのはそこで管理できているんですけども、いつ来たのか、いつ帰ったのか、記録がないということで労働基準監督署からの指摘があったところです。

あとは先ほど指揮命令があったかどうかというところで、時間外勤務手当の支給の義務が発生するんですけども、例えば、8時半からの勤務で8時から入りましたとしても、そこに指揮命令がなければ、8時から8時半は時間外勤務が発生しないところです。終了時間も同じく5時15分で終わりというところで、6時に帰りました、そこに指揮命令があるかどうか確認して、管理していかなければならないというところで、監督署から指導がなされているところです。

○9番（禰占通男） 初日に説明があったかと思うんだけど、これ結局、自分の仕事、打合せ、会議の時間、そういう何か扱ってというのはどうなっているんですか。自分の仕事をするのはそれでいいけど、言えば、1週間、1か月のいろいろ決めたりどうのこうのもあると思うんですよ。そういった場合の扱いですよ。その時間外として扱っていくのか。事務連絡としてどうなんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 今、病院勤務における時間外勤務の管理ですけども、例えば病院においては、急患の対応とかに待機職員が病院に出てくるとか、そういった管理につきましては、病院に着いたときに、今、病院では守衛業務をシルバー人材センターにお願いしてあるんですけども、守衛に入庁時間を申告して、退庁時間を申告すると。実際の時間外申請は事前に行わないといけないのですけれども、そういった突発的なものについては、事前に申請できませんのでそういう取扱いをしています。

また、予定されている時間外、例えば病院につきましては、レセプト点検が月初めから診療報酬の請求を10日までに行わないといけませんので、その間については、事前に申請して記入するときには、守衛に申告して確認して管理しているところです。

○9番（禰占通男） もう一点改良費ですよ。建設改良費、台風の被害で今説明があったんですけど、どういう不具合だったんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 東病棟の空調設備なのですが、東病棟の食堂エリア。廊下に9台の空調機がついているのですけれども、屋上で9台分を1つの室外機で管理しています。その室外機が、恐らく台風第6号の大きな風が吹いたときだと思えますけれども、押し倒されてしまったと。東病棟につきまして今、19年ぐらいたっているのですけれども、その当時の空調機で、普通であれば室外機を変えとか、そういうことで対応可能だったのですけれども、もう19年経過しているということで、修繕が困難ということで更新しなければならないと説明を受けたところです。それと、病室に個別設置が2台あって、全てで11台。今、使用不能で更新しなければならないということで、今回の予算に計上させていただいたところです。

○6番（立石幸徳） 資料もお願いしてあって、詳しい資料を提出いただいているんですけどね。

まずこれ副市長にもお尋ねさせていただきたいんですが、今度の残業手当の未払い、初日本会議の予算説明とともに、市長も特別損失が計上しているという提案理由がありましたのでね。明くる9月9日付の地元新聞に記事になって、市民にもいろんな形で報道がなされているわけですよ。私も3件ぐらい市民から問合せなり、あるいはある意味では厳しいお叱りの電話もありましたよ。新聞に出て、要は何を感じたかっていうと、私自身の感じが、また市立病院かっていう感じですよ。というのがこれまでも、遡るけど、かつて消費税を市立病院が納めていないということで、全く同じような新聞記事が出たんですよ。

そしてその前も、年度までは覚えていませんけど、徴税事務で市立病院が税金を徴収してないと。消費税が納まっていないっていうときにも、病院は何かしら、事務局体制が非常に脆弱っていうか、弱いんじゃないのと。

それで本庁の総務課と病院事務局との連携といいましようか。例えば、今度のこの残業等に当たっても、残業手当を支給すべきか云々というのを病院事務局で判断がつかないとかあるいは迷

われるときに、本庁総務課の職員係なり、総務課のほうに、この会議等の取扱いはどうでしょうかという、そういうやり取りがあるべきだろうという気もして、まず今度の残業手当が払われていないのは、本当に、市民あるいは市外からの枕崎市を見る目というのに私は大変なイメージダウンを起していると思うんですよ。だって公的機関が残業手当払わなければ、簡単に言うと笑い者ですよ。公的機関は、いろんな意味で指導的立場にあるわけですので。

そういう中で、今度私が最初に感じたのは、まず病院内、あるいは枕崎市役所内で、この残業手当は払うべきか云々というのが、検討というか若干のやり取りがあったのってことで確認したら、いや何もないと。いきなり労働基準局から立入りに来ます、そして指導ということで、こういった状況というのに、副市長はどういう考え、あるいは感想でもいいんですけど、お持ちなんですかね。

○副市長（本田親行） 今回、残業の未払いがあって指導を受けたということについては誠に遺憾でありまして、地方公営企業ではございますけれども、市全体で重く受け止めて再発防止に努めなければならないと思っております。

市立病院につきましては、開設者は市長でございますけれども、平成21年4月1日に地方公営企業法の全部を適用することになっておりまして、同法における財務規定のみならず、事業管理者の設置や、組織職員の身分の取扱いの人事労務に関する規定なども整備し、病院の事業管理者のもと事業を行っております。

今回、組織的な会議について、時間外手当が払われていなかったことも知り得なかったわけですが、そういう相談体制はどうなっているのかということについては、随時、総務課職員係に相談いただければ、一緒になって検討しているところでございます。

しかしながら、今回の件について、これに対して時間外が払うべきかどうかということについての相談等はなかったということでございます。

○6番（立石幸徳） 相談がなければいろいろ協議とか話し合う余地も何もないわけですけどね。大体、言ってみれば相談がないということ自体がまたおかしいと、私は、そんな組織になっているのかなあと云々を言えるんですけどもね。

そこで、もう本当に私はさっきも言ったけど、対外的に物すごいイメージダウンになっていると思うんですよ。民間企業でさえ、残業手当を、ある企業や会社が払っていないということは社会的にバッシングされるんですけども、公的機関が残業手当を払っていないっていったら、それはもう誰だって、何か内容的なものはどうだこうだというより、ここは一体どうなってんだという話につながりますよ。

そこで、この資料をもとに少しまた掘り下げたいんですけどね。3枚目の指導表のところですよ。基準局の監督官というんでしょうか。この方が、改善措置を取られるようにお願いすると、改善の状況については6月31日までと書いてあるけど、6月31日という日はないと思うんですけども、これ、いつまでに報告してくださいになっていたんですか、改善措置。

○市立病院主幹兼管理係長（天達俊郎） 6月末日までに報告してくださいということです。

○6番（立石幸徳） 6月30日ということですね。要はそれで真ん中辺にですよ、走り書きみたいになっているので、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインに基づいて、適正な労働時間の把握方法を検討いただき、その結果、採用することとした労働時間の把握方法」とありますが、これはどういう報告をしたんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） この6月30日までに報告をしなければならないということで、一旦、6月末現在の病院の方針を報告させていただいております。6月28日に報告しているところなんですけれども、勤怠管理につきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、来年度に電子カルテのシステムと連動して勤怠管理をしていく予定であるということで報告しております。

それと、時間外の遡及につきましては、院内会議で決定した方針、3か年分を遡及して支払う

方向で検討しているということで、報告しているところです。それ以後、実施した事項については、その都度報告をということで指導されているところです。

○6番（立石幸徳） その後の当該把握方法を実行後、1か月間の労働時間管理の状況、労働時間の記録、賃金台帳、これは1か月間の報告はしているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 賃金台帳に労働時間の記入がないというものについて、そこは改善してその部分は報告しております。先ほど言いました勤怠管理システムを導入しないことには、その報告はできませんので、今、来年4月予定ということで報告しておりますので、それで管理ができれば、またそこで報告していくという形にしております。

現在におきましては、客観的な電子的な記録ができていませんので、時間外勤務につきましては、その指導を受けてからは、会議は時間内で完結できるような時間設定をするということと、それがまた時間外に行われたときには、必ず時間外勤務管理をしていくということで、院内では今そこを改善しているところです。

○6番（立石幸徳） それから、今度の特別損失の算定根拠になる最後の資料。これは9月8日の初日本会議にも質疑で触れたんですけど、公的機関が遡及をする場合は、私はつまびらかに知っているわけじゃないけど、大半が5年間を遡及すると、法的にもそうなっていると思うんですけども、今度のこの3年間遡及は何に基づいて3年間の遡及になっているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 賃金の請求権が、労働基準法の115条に規定されております。賃金の請求権はこれを行行使することができる期間は5年間と（「5年ですか」と言う者あり）5年とうたわれているんですけども、経過措置という規定がございまして、それは労働基準法の143条に規定されているんですけども、115条の規定の適用については、当分の間、「賃金の請求権はこれを行行使することができる時から5年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行行使することができる時から5年間、この法律の規定による賃金の請求権はこれを行行使することができる時から3年間」ということで、経過措置のほうで規定がございまして、現行は、賃金の請求権は3年間ということで規定されているところです。

遡及期間を決めるに当たりまして、労働基準監督署に相談したのですけれども、この資料の5月23日のところに、遡及支給の決定ということで記載させていただいているのですけれども、監督官から過去の時間外勤務手当の遡及支給については、事業者が自主的に行うものでありまして、遡及支給の有無、遡及期間については、事業者の判断であるという説明がなされました。そういうことで1年、1年半、3年、それぞれその期間については、事業者が自主的に判断してくださいということで説明があったところです。監督官からも参考までに時効は3年ですよということで説明がなされました。

それを根拠に法的な強制力はないとはいえ、今回の事態を重く見て、その時効の期間を参考としまして3年間分を一時金として支給するというで決定したところでございます。

○6番（立石幸徳） そのこのところ、万が一、3年遡及でその対象者がまた賠償責任か請求権がなされたらまた一悶着しますので、念を入れて私確認しているんですよ。

労基法の115条で、賃金の未払いの請求権は5年あると、115条で。それが143条で、当分の間3年間というその当分の間、それはいつからいつまでですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） この経過措置の規定につきましては、当然法律で決まっていると。この法改正に伴ってこの経過措置の規定が削除されない限りはこの経過措置は適用されていくものと理解しております。

○6番（立石幸徳） その法改正はいつあったんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 時効の関係につきましては、法律制定の日はここでお答え出来ないんですけども、2020年4月から施行された民法改正のときと同時にここも施行されているということです。

○6番（立石幸徳） 今の説明ですと2020年4月が法改正の労基法の新しい施行日という確認でいいんですか。——あとでいいですよ。後もって分かったら教えてください。

それから特別損失の明細ということで、令和2年から2、3、4年、積算して職員分、会計年度職員も出しているんですけどね。積算に当たっては、これは聞き取りなんですとか、どういった記録なり、どういったものを根拠に対象者を限定して、先ほど事務長から言われた病院職員は一律に労働時間が決められてなくて、ある意味で看護師等は勤務時間がばらばらだと、その辺の状況把握はどういう形でなされたんですかね。

○市立病院事務長（平塚孝三） 病院の各種会議につきましては、会議は月1回あるいは2回、年に1回と今、13種類の会議を設置しているんですけども、この調査をするに当たって、それぞれの委員会で会議録を作成します。そこには、会議をした時間でありますとか、出席したメンバー、欠席者等も書いております。それに基づきまして、先ほど答弁いたしましたけれども、病院は今24時間体制ということで、早出の職員もいます。遅出の職員もいます。夜勤の職員もいます。その会議が行われた時間が、その職員が勤務時間であったのか、勤務時間でなかったのかを確認し、その月に例えば時間外申請があったとします。時間外の支給ルールとしまして、例えば平日の時間外であれば、1.25の割増し、休日であれば1.35の割増しとか、割増しの比率も変わってまいります。その職員が例えば、勤務日であって勤務時間帯じゃなかったら時間外として何分間カウントする。勤務内であればもうカウントしない。その後、職員が休みで出てきたら、休日加算ということで休日のところでカウントしていくという、その作業がすごく時間がかかりまして、4月27日に指導を受けて、院内会議におきまして、3年間そういった会議録等で調査して3年間分を支給するということが決定しましたので、そこからそういった調査を進めてまいりました。

○6番（立石幸徳） 非常に根拠として本当に大丈夫なのかという感じもするんですけどね、こうして後もって会議に出ていた人をしっかりした記録もない中で、この53人のうち病院を退職された方々は何名ぐらいになるんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 4ページの資料の上を書いてありますけれども、職員で退職者6名含まれております。

○6番（立石幸徳） 会計年度任用職員は、全員現在の病院で同じように会計年度任用職員ということにはなっていない、こう考えればいいんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 会計年度任用職員については、退職者はいなかったです。

○6番（立石幸徳） その辺の退職者の状況をお尋ねするのはですよ、さっき言ったかつての徴税ミスなどの、本来税金をいただかなければならない職員に通知を出しているけど、もう取れないんだと。市立病院の決算のたびに、勘定科目としては未払いで出ているけれども、これはもう意味のないことなんだと。

今度は払うほうですけどね、そういった事態がまた出てくるので、要するに退職した方々へのしっかりした間違いのない通知なり支給なり、あるいはいただく場合はもらうという、そういうのがなされるわけですよ。

退職者6人については、もうきちっと連絡が取れるようになっているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 1枚目の資料に書いてありますが、これは対象職員への通知ということで、8月30日に職員にこの旨通知しているところです。

退職者につきましては、電話で6名とも連絡が取れまして、今こういってことで9月補正に3か年の時間外手当相当額を計上しますと、議決後に一時金として支給しますよという連絡は取れているところです。

○6番（立石幸徳） 今、行政係長が席に戻ってきましたので、法律上の経過を教えてくださいたいと思います。

○市立病院事務長（平塚孝三） 令和2年3月31日の法律13号で改正されておりまして、令和2年4月1日から施行されているということです。

○6番（立石幸徳） 最後にしますけど、副市長が先ほど触れられた、こういったことが起きるたびに、再発防止再発防止っちゅうのが出るんですけどね。

今回の件で、この再発防止ということでは、どういったふうにまとめて整理されているんですかね。

○副市長（本田親行） 先ほど申しましたが、市立病院におきましては、人事労務管理につきましても管理者を置いて事業を進めておりますので、こうなさいと指示できる立場にはございませんが、設置者である市長に報告があった時点で、今回の処理につきましても、6番委員からありましたように、対象者の聞き取りであるとか退職者への連絡であるとか、対処の進め方については協議をしてみました。

今後につきましても、再発防止について市立病院から説明がございましたとおりに、勤怠管理についての手法や考え方でありまして情報共有を図りながら、一緒になって再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 弱いんじゃないかっちゅう気がするんですね。

というのが、私は6月議会での行革のとき、市立病院は今後職員を4名増やす計画になっているわけでしょう。そういう中で、果たしてそういう残業手当も払わないような組織、病院に人材が集まるのか、そういうこともあえて言わざるを得んですよね。

それから病院と本庁の関係といいますか、病院に対しては経営委員会ですか、別個に外部の病院外の経営委員会というのが設けられていて、決算報告書にも何回開催しましたということで記載されていると思うんですけど、この経営委員会等でもきちっとこういった病院の残業手当を含めた事務体制ということには、何らかのアドバイスというか指摘を仰ぐべきじゃないでしょうか。

内輪でただこうしてミスをした方々の部分で、こうしますああしますというより、やっぱりこういうときは、外部のアドバイスをしっかりいただいて、それこそ今後こういったおかしなことが再発しないようにという対応もすべきだと思うんですけど、経営委員会にこの件でのお伺いは立ててはないんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 経営評価委員にお願いしている部分が、病院の経営に関する事項、例えば上半期の収益状況、決算の状況、そういったことを報告しまして、経営をそれ以上にすること、経営の安定化とか強化するためにアドバイスしていただく委員会となっております。

委員から御指摘があったとおりに、経営評価委員会は年2回お願いしているのですけれども、次開催されたときにはこういったことも報告しまして、御意見をいただきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） ぜひそれはもう、病院経営に大きく私は関わることだと思いますよ。

病院が収益を上げたとか云々というより、まず働く場の実態がどうなのかっちゅうのを経営評価委員の皆さんに知っていただいて、こういう形でやるべきだとかいう意見は当然仰ぐべきですよ。そういうことも具体的をお願いして、この質疑を終わります。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査の結果については、9月27日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告については、申合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時19分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長

吉 嶺 周 作